



2019年度通常枠
資金分配団体向け

資金分配団体向け精算の手引き

2022年12月13日
(Version 1.1)



JANPIA

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

目次

1. 資金管理の基本	P.2
1. 指定口座による資金管理	P.2
2. 指定口座からの支払い	P.3
3. 入出金の記録と支払証拠書類	P.3
4. 予算執行の柔軟性	P.4
2. 資金管理に関する業務	P.6
1. 業務概要	P.6
2. 精算手続き	P.6
3. 助成金の支払い	P.13
4. 区分経理	P.14
3. 対象経費	P.15
4. コンソーシアム	P.16
1. コンソーシアムにかかわる用語	P.16
2. コンソーシアムモデル	P.16
3. 「コンソーシアム構成団体」の業務	P.18
4. 全部型・混合型における幹事団体の業務	P.19
5. 構成団体の支払証拠書類	P.21
参考. 経費精算報告書の記載方法	P.22

1. 資金管理の基本

資金分配団体および実行団体（以下「各団体」という）は、助成対象事業（資金提供契約第1条で定義される本事業のこと。以下「本事業」という）における資金管理について、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」、資金提供契約（以下「契約」という）および精算の手引きを遵守してください。

本事業の精算における基本的な事項は以下のとおりです。

- 事業年度：本事業の事業年度は、契約別紙2記載のとおり毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- 会計科目：原則、各団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用します。
- 精算対象：本事業の精算は、実費かつ消費税込みの額で行います。

※税務に関する事項は、所管税務署や税理士にご相談ください。

✓ 本事業の資金管理は精算の手引きを遵守いただきますが、各団体の経理処理は自団体の経理規程に則するという原則に変わりはありません。なお、各団体は契約の定めにより規程類の整備を行ってください。

1-1. 指定口座による資金管理

指定口座とは、契約に基づく助成金および各団体が自ら確保する自己資金・民間資金を合わせた総事業費（契約第1条に定義される「本総事業費」のこと。以下同じ）を管理するための金融機関口座であり、実行団体の指定口座は資金分配団体が指定し、資金分配団体の指定口座はJANPIAが指定します。各団体は指定口座において本事業の総事業費以外の管理を行ってはならず、また指定口座以外の金融機関口座において総事業費を管理してはいけません。指定口座は、原則として採択事業毎に新たに開設します。なお、各団体が本事業の実施により得た利益は、総事業費の自己資金として指定口座で管理します。

✓ 本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることおよび助成金が概算払いであることを踏まえ、指定口座で資金管理を行う仕組みとなっています。指定口座に入金されるのは本事業に使われるべき資金になりますので、他事業に使うための資金移動は絶対に行わないでください。

※ 指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合

金融機関からの融資や他財団からの助成を受ける等の理由で本事業の指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合、資金計画から当該資金に係る費用（例：建物取得費用）を除外したうえで、本事業の指定口座とは別口座で管理できます。このような場合は、原則として助成期間開始前に実行団体は資金分配団体、資金分配団体はJANPIAに相談し、必ず承諾を得たうえで資金の管理を行ってください。

本事業が終了し、事業完了時の精算手続きを全て終えた後の指定口座の取り扱いは以下のとおりです。

- 指定口座の残高が0円かつ以降も入金予定がない場合、解約や他事業への利用を可能とします。
- 指定口座に自己資金・民間資金が残っている場合、契約に則り、当該資金は本事業または事業完了時監査において承諾された事業の実施のためにのみ使用します。当該資金は原則として指定口座で管理しますが、事業完了時監査において書面による承諾を得た場合は、指定口座から別口座への資金移動および指定口座の解約を可能とします。実行団体であれば資金分配団体、資金分配団体であればJANPIAからの承諾が必要です。

1-2. 指定口座からの支払い

指定口座からの支払いは、原則として支払先口座への振込、引き落としまたは指定口座からのクレジットカード払いとします。

■ 原則に当てはまらない支払いへの対応

<各団体の法人口座を経由した支払い>

本事業と他事業との按分経費（家賃等）および他事業分と一括して支払う必要が生じる経費（社会保険料等）について、本事業分を含めて各団体の法人口座から支払うことを認めます。処理としては、各団体の法人口座から支払先口座への支払い後に、指定口座から法人口座に本事業の負担分を振り込んでください。同月内に処理することを前提としますが、社会保険料等は、資金分配団体が合理的に説明できる方法であれば異なる対応でも構いません。

<現金での支払い>

やむを得ず現金での支払いが必要な場合は指定口座から現金を引き出すことができますが、月間上限額（表1）を超える場合は予め承認を得てください。この場合、資金分配団体はJANPIAの承認後、実行団体は資金分配団体の承認後に現金を引き出すことができます。

現金の残金は、原則として速やかに指定口座に戻入します。少なくとも精算報告を行う毎年度末および事業完了の前には指定口座に戻し入れてください。

表1 現金引き出しの月間上限額

団体	当該年度の助成金総額	当該年度の月間上限額
資金分配団体	-	1万円
実行団体	0円～100万円以内	1万円
	100万円超～300万円以内	3万円
	300万円超～500万円以内	5万円
	500万円超～700万円以内	7万円
	700万円超～	10万円

1-3. 入出金の記録と支払証拠書類

指定口座の入出金の内容は、本事業の経費精算報告書にキャッシュベース（支払いベース）で記録します。原則として指定口座の入出金があった日付で記録してください。

なお、適用の対象は本事業の経費精算報告書であり、各団体の会計基準および決算書類には影響しません。指定口座から支払った経費を助成対象とするには、領収書等の支払証拠書類の取得が必要です。



なぜキャッシュベースなの？

発生主義を適用すると固定資産取得時に減価償却費として計上することになり、支払額の一部が助成の対象とならない状況が起こりえます。そのため本事業ではキャッシュベースでの記録をお願いしています。

1-4. 予算執行の柔軟性

実際に事業を実施してみると、資金計画とは異なる使い方が必要となる場合があります。休眠預金事業では、創意工夫の余地となるように資金の使い方に柔軟性を持たせています。以下の条件下（表2）において、資金計画上の予算が不足している会計科目の支出増加分を、予算が余る会計科目の支出減少分で補うこと（科目間流用）ができます。この科目間流用に関する規定は、年度毎ではなく助成期間合計で適用されます。

表2：科目間流用の条件

	<資金分配団体>	<実行団体>
できること	各目的区分の範囲内であれば、異なる会計科目に資金を流用することができます。ただし、以下に該当する場合は資金計画の変更が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費への流用 ・ 資金計画にない会計科目への流用 	各目的区分の範囲内であれば、異なる会計科目に資金を流用することができます。ただし、以下に該当する場合は資金計画の変更が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費への流用 ・ 流用元科目の20%を超えた金額の他科目への流用 ・ 資金計画にない会計科目への流用
できないこと	目的区分を跨いで資金を流用すること*1	目的区分を跨いで資金を流用すること*1

*1：やむを得ない事情がある場合の事業費内の流用は、管理的経費の上限規定（事業費の助成額に対して15%以下）の範囲内で認めることがあります。資金分配団体が流用する場合はJANPIAの承認、実行団体が流用する場合は資金分配団体の承認を要します。いずれの場合も資金計画の変更が必要です。

目的区分とは？

本事業の経費は、使途に応じて分類されます（表3）。精算の手引きでは、この分類を目的区分といいます。

表3：経費の分類

団体	目的区分		契約における記載
	資金分配団体	事業費	実行団体への助成
管理的経費			人件費、設備備品費等に係る経費及び事務所の家賃等の一般的な経費で、本事業を実施するために費やした部分を特定することが困難なもの並びに本事業を実施するための調査費その他の本事業を実施するために必要な経費
プログラム・オフィサー関連経費			民間公益活動の基盤強化等を目的としたプログラム・オフィサーの確保育成と活動に係る経費
評価関連経費		資金分配団体用 実行団体用	本事業又は民間公益事業に関する社会的インパクト評価等に係る調査、検証及び評価等の実施に必要な経費
実行団体	事業費	直接事業費	本事業を実施するために直接必要な経費
		管理的経費	本事業を実施するために間接的に必要な経費（詳細は資金分配団体の記載に同じ）
	評価関連経費		本事業に関する社会的インパクト評価等に係る調査、検証及び評価等の実施に必要な経費

各目的区分の助成上限

本事業では、目的区分毎に助成額の上限を定めています（表4）。詳細は積算の手引きを参照してください。

表4：各目的区分の助成上限

団体	目的区分		助成上限に関する規定
資金分配団体	事業費	実行団体への助成	事業費の助成額の85%以上
		管理的経費	事業費の助成額の15%以下
	プログラム・オフィサー関連経費		各年度800万円（うち人件費*2500万円）以下 ※2021年度は400万円（うち人件費*250万円）以下
	評価関連経費	資金分配団体用	事業費の助成額の5.0%以下
		実行団体用	「実行団体への助成」の助成額の5.0%以下
実行団体	事業費	直接事業費	事業費の助成額の85%以上
		管理的経費	事業費の助成額の15%以下
	評価関連経費		事業費の助成額の5.0%以下

*2 プログラム・オフィサー関連経費に計上できる人件費は、給与および賞与です。「2-2.精算手続き」の「助成額の確定（資金分配団体）」に記載のとおり、法定福利費および福利厚生費、通勤費等は、プログラム・オフィサー関連経費の助成対象となりません。



プログラム・オフィサー人件費の助成上限について＜伴走支援を委託する場合＞

各団体でプログラム・オフィサーを確保すべきであるという考えが原則であるものの、妥当な理由がある場合（専門性の高い委託先との協業を通じた資金分配団体の体制整備等）は委託費用を助成の対象とすることができます。この伴走支援に係る委託費用は、プログラム・オフィサー人件費の助成上限額500万円の範囲に含みます。

よくあるご質問

- Q. プログラム・オフィサー関連経費について、基本的に年間800万円を下回るように整理しているが、引継ぎ等の兼ね合いで特定の年度に限り800万円を上回ってしまう。このような場合、単年度で助成上限を超過した分は助成対象外となるか？
- A. 資金計画を踏まえた執行となっていることを前提として、科目間流用に関する規定は助成期間合計で適用されるため、単年度で助成上限を上回っても助成期間合計で資金計画内に収まれば助成対象となります。

2. 資金管理に関する業務

2-1. 業務概要

本事業の資金管理に関する業務として、以下の事項に対応することが求められます。

■ 精算手続き

指定口座の入出金の管理は各団体が行いますが、その内容を月次等で報告することが求められています。資金分配団体は、月次等で実行団体の入出金の内容を確認します。また年度毎に本事業の実績額を確定させます。事業完了時には助成期間合計での助成額を確定させ、概算払いした助成額との差額（残額）があれば返還します。

■ 助成金の支払い

JANPIAは、資金分配団体に助成金の概算払いを行い、資金分配団体は実行団体に助成金の概算払いを行います。概算払いされる助成金は、毎年、JANPIAが預金保険機構に予算申請をして確保します。当該申請のため、各団体は精算見込・次年度計画を提出します。

■ 区分経理

各団体は、本事業に係る損益が明確になるよう区分経理を行うとともに、区分経理に関する会計書類を作成して、各団体の本店または主たる事務所に、会計帳簿と共に備え付けてください。複数の休眠預金事業を行っている場合、採択事業毎に区分経理を行います。

■ 外部監査

各団体において、本事業に係る決算書類について内部監査または外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、本事業の外部監査に係る経費については、管理的経費に含めていただいてもかまいません。

2-2. 精算手続き

経費精算報告書

精算手続きでは経費精算報告書を提出します。経費精算報告書は、以下の書類（表5）で構成されます。

表5：経費精算報告書の構成

書類 (括弧内は実行団体向けの様式番号)		様式 有無	概要
経費精算報告書の表紙		あり	事業完了時に使用する精算結果の報告書類。
様式1	総括表		本事業の精算結果およびその計算過程を記載。
様式2	支出明細書		利用任意（様式6・7で代用可）。目的区別に支出明細を集約し、支払証拠書類との突合に要する番号を記載。
様式3	経費集計表		会計科目別に資金計画（予算）に対する実績額を記載。
様式4(-)	プログラム・オフィサーの 人件費実績表		プログラム・オフィサー関連経費に人件費を計上する場合に必要な支払証拠書類。 資金分配団体のみ提出
様式5(4)	支払証拠書類貼付台帳		任意利用。利用しない場合は支払証拠書類に直接付番。
様式6(5)	収支管理簿		指定口座における入出金明細の記録簿。
様式7(6)	現金出納帳		指定口座から現金支出をした場合に使用する記録簿。
添付書類1	指定口座の通帳の写し	なし	指定口座の通帳の写し。
添付書類2	プログラム・オフィサー以外 の人件費に対する貸金台帳 等の写し		資金分配団体は評価関連経費、実行団体は直接事業費および評価関連経費の目的区分に人件費を計上する場合に必要な支払証拠書類の写し。
添付書類 3(-)	助成金受領書	あり	実行団体から資金分配団体に提出される助成金受領書の写し。 資金分配団体のみ提出

支払証拠書類

支払証拠書類の要件として、①日付、②宛名（各団体名）、③発行者（支払先）、④支払内容（購入物品名、単価、数量、支払金額等）が明記されている必要があります。基本的には「領収書」を支払証拠書類としますが、前述の①から④が明記されていない場合は、それらが記載されている請求書等と合わせて支払証拠書類とします。ただし現金による支払いの場合は、指定口座の通帳から支払先に支払われた事実が確認できないため、支払先による受領印または受領者サインも支払証拠書類に明記されている必要があります。なお、法人口座を経由して支払ったため支払先に支払われた事実が確認できない場合には、別途、法人口座の振込記録等を確認する場合があります。

業務委託費の支払証拠書類に実施業務の明細が記載されていない場合は照会することがあります。

近距離移動の交通費は、利用日、利用目的、利用区間、利用交通機関、利用者名、支払金額が明記され、利用者の署名捺印のある支払証明書等を支払証拠書類とできます。新幹線や飛行機の長距離移動は領収書の添付が必要です。飛行機の場合、航空券の半券もしくは搭乗券、または搭乗証明書も添付してください。出張で宿泊した場合、支払証拠書類に加えて宿泊先が発行する宿泊証明書を添付してください。

（航空券の半券、宿泊証明書等の添付は2022年4月以降の支出分から適用）

支払証拠書類の記載が読み取れない場合や修正されていると判断される場合は、精算の対象としません。レシートや航空券の半券等が感熱紙の場合、時の経過に伴い印字が読みづらくなっていきますので、原本を適切に保管するとともに早めにPDFに電子化する等の対応をお勧めします。

✓ 飛行機の利用や宿泊の場合になぜ証明書類が必要？

オンライン予約の普及により、オンラインで領収書発行後にキャンセルできる環境にあるためです。実際に利用されたことを確認するため、上記の証明書類の提出をお願いしています。

✓ 管理的経費の支払証拠書類の取り扱い

管理的経費にかかる支払証拠書類は、各団体において保管する必要がありますが、精算手続きの一環として提出は必須としていません。ただし、資金分配団体の裁量により、管理的経費であっても実行団体に支払証拠書類の提出を求めることができます。

また契約に則り、事業完了日の属する事業年度の終了後5年間は適切に保管してください。

よくあるご質問

Q. 領収書の発行が省略される場合はどうすればよいか？

A. 契約書もしくは請求書のどちらか一方、および金融機関の振込記録（通帳の写し可）で代替可能です。ただし、契約書もしくは請求書には、前述の②③④が明記されている必要があります。

Q. レシートは支払証拠書類となるか？

A. 支払証拠書類は原則として領収書です。領収書が発行できずレシートとなる場合は、団体の正式名称を記入して提出してください。レシートには前述の①②③④が明記されている必要があります。

Q. 自団体の規程では宿泊費は定額の支払いとなるため、同じ額で精算できないか？

A. 本事業では実費での精算となります。各団体から個人に対して定額で支払う場合でも、本事業の助成対象は実費となりますので、実費の支払証拠書類を取得してください。

Q. 携帯電話代について、個人別の料金明細はあるが処理が煩雑になるので自団体の平均額を計上してよいか？

A. 本事業では実費での精算となりますので平均額での計上はできません。按分など見積りでの計上が認められるのは本事業に係る実費が確認できない場合に限りです。

Q. 支払証拠書類は原則として領収書とあるが、自団体の経理規程では、例えば宿泊代、会議における飲食代、旅費は領収書は不要としている。このように精算の手引きと自団体の経理規程の内容が異なる場合、どのような対応が求められるか？

A. 本事業の精算手続きでは、各団体の経理規程の内容によらず、原則として精算の手引きに則った対応をお願いします。

精算添付書類

■ 添付書類1 指定口座の通帳の写し

原則は通帳の写しですが、以下の要件を共に満たす場合は、代替物としてインターネットバンキングの入出金明細での提出を可能とします。

1. 加工ができないファイル形式であること
金融機関によっては入出金明細をデータ加工が可能な CSV ファイル等で出力できる場合があります。その場合は画面コピーや PDF 等によりデータ加工ができない出力方法を選択してください。
2. 通帳に印字される内容が記載されていること
通帳に印字される内容が記載されない入出金明細（残高表示がない、振込のみが記載され現金出金が記載されない等）は、代替物として利用できません。

■ 添付書類2 プログラム・オフィサー以外の人件費に対する賃金台帳等の写し

資金分配団体は評価関連経費、実行団体は直接事業費および評価関連経費に人件費を計上する場合に提出を必須としています。給与支払の事実および支払額の適切性を確認するため、以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

- ・ 「賃金台帳」
- ・ 「給与振込明細書」および「給与額の根拠資料（勤務実績表等）」

✓ 賞与は、就業規則や雇用契約において支給額や支給条件が明確に定められている賃金としての賞与は助成対象となりますが、会社業績や別事業の業績により発生する業績連動型の賞与は助成対象とはなりません。

■ 添付書類3 助成金受領書

助成金が支払われた各団体は、助成金受領書を提出します。資金分配団体は、実行団体からの助成金受領書を支払証拠書類としてJANPIAに提出します。

他事業と按分している場合の支払証拠書類について

➤ 人件費

「添付書類2 プログラム・オフィサー以外の人件費に対する賃金台帳等の写し」に加え、按分の計算方法・数値を添付書類2などに記載したうえで、その根拠の写しを添付してください。例えば勤務時間で按分している場合は勤務管理表などです。

➤ 人件費以外の経費

当該経費の支払証拠書類に加え、按分の計算方法・数値を支払証拠書類などに記載してください。例えば面積割であれば、何畳あるうちの何畳を本事業で使うかなどです。その根拠の写し（図面など）の提出は原則として求めています。

よくあるご質問

Q. 同一人物の人件費を複数の目的区分（管理的経費と評価関連経費等）に計上することは可能か？

A. 明確に業務の切り分けがなされ、説明可能な場合に限り可能です。その場合「添付書類2 プログラム・オフィサー以外の人件費に対する賃金台帳等の写し」に加えて、目的区分毎の人件費の計算方法・数値を添付書類2などに記載したうえで、その根拠となる勤務管理表などを提出してください。

✓ 管理的経費の精算添付書類の取り扱い

管理的経費にかかる精算添付書類は、各団体において保管する必要がありますが、精算手続きの一環として提出は必須としていません。ただし、資金分配団体の裁量により、管理的経費であっても実行団体に支払証拠書類の提出を求めることができます。

また契約に則り、事業完了日の属する事業年度の終了後5年間は適切に保管してください。

精算手続き

精算手続きは、「月次の精算報告」「年度末の精算報告」「事業完了時の精算」の3つに分類されます。

■ 月次の精算報告

<必要書類の提出>

各団体は、以下の経費精算報告書（表6の「月次等」に●がある書類）を提出します。提出する頻度は、資金分配団体の裁量により月次から四半期の間で決めてください。

<提出書類の確認>

資金分配団体は、実行団体から提出された書類に基づき、支出内容が適切であるか、支払証拠書類が要件を満たしているか、経費精算報告書の記載と支払証拠書類が整合しているか等を確認します。

助成対象として認められない支出があった場合は、実行団体に対して指定口座に戻し入れるように指示します。実行団体は、戻し入れた日付で収支管理簿にその内容を記載してください。

✓ 収支管理簿等の確認ポイント

収支管理簿および現金出納帳は、確定助成額を決めるうえで元データとなる重要な書類です。以下の事項は必ず確認します。

- 収支管理簿の残高が「指定口座の通帳の写し」と一致しているか
- 収支管理簿および現金出納帳の内容が「資金計画」に則っているか
(金額が同水準か、目的区分や会計科目が一致しているか、不明瞭な支出がないか等)

新たな運用に関する例外対応について

上記運用は、2022年4月から新たに適用される手続きとなります。本手引きが適用される団体におかれては、従前のご案内どおり、月次の精算報告では収支管理簿と指定口座の通帳の写しの突合を行い、支払証拠書類の提出・確認は年度末（最終年度は事業完了時）の精算でまとめて実施しても構いませんので、資金分配団体の裁量により決めてください。

■ 年度末の精算報告

<必要書類の提出>

各団体は、以下の経費精算報告書（表6の「年度末」に●がある書類）を提出します。月次の精算報告で既に提出している書類は、再度提出する必要はありません。

実行団体は、資金分配団体が定める期限まで（4月中を目途）に資金分配団体に必要書類を提出します。資金分配団体は、4月末までにJANPIAに必要書類を提出してください。

<提出書類の確認>

年度末の精算報告では、月次の精算報告と同様の確認を漏れなく行い、助成対象とする実績額を確定させます。月次の精算報告で確認していれば再確認は不要ですが、未提出部分について確認してください。また経費精算報告書を用いて、年度別の実績額や会計科目別の予算の消化率を確認します。

■ 事業完了時の精算

<必要書類の提出>

各団体は、以下の経費精算報告書（表6の「事業完了」に●がある書類）を提出します。月次や年度末の精算報告で既に提出している書類は、再度提出する必要はありません。

実行団体は、資金分配団体が定める期限まで（実行団体の事業完了日から1ヶ月以内を目途）に資金分配団体に必要書類を提出します。資金分配団体は、内容を確認して実行団体の精算金額（残額）を確定させたうえで、資金分配団体の事業完了日から2ヶ月以内にJANPIAに必要書類を提出してください。

<提出書類の確認>

事業完了時の精算では、年度末の精算報告までの手続きを全て完了したうえで、助成期間合計での助成額を確定させて（以下「確定助成額」という）概算払いした助成金と確定助成額との差額である精算金額（残額）を確定させます。もし会計科目別の予算の消化率を確認する中で、人件費が資金計画を超過しているといった科目間流用の規定（「1-4. 予算執行の柔軟性」参照）に抵触する支出がある場合は、原則として超過分は助成対象から除外します。

<残額の返還>

実行団体は、精算金額（残額）を資金分配団体に返還します。資金分配団体は実行団体に対して請求書を発行し、実行団体は請求書記載の期日までに返還してください。資金分配団体は、実行団体分を含めた精算金額（残額）をJANPIAに返還します。JANPIAから資金分配団体に対して請求書を発行しますので、請求書記載の期日までに返還してください。

表6：精算手続きにおける提出書類

書類 (括弧内は実行団体向けの様式番号)		実行団体→資金分配団体			資金分配団体→JANPIA		
		月次等	年度末	事業完了	月次等	年度末	事業完了
経費精算報告書の表紙		-	-	原則廃止。 ただし実行団体の代わりに資金分配団体が助成システムの申請を行う場合は作成要(押印不要)	-	-	原則廃止
様式1	総括表	-	●	●	-	●	●
様式2	支出明細書	● (任意)	●	●	● (任意)	●	●
様式3	経費集計表	-	●	●	-	●	●
様式4(-)	プログラム・オフィサーの 人件費実績表	-	-	-	● (任意)	●	●
様式5(4)	支払証拠書類貼付台帳	● (任意)	●	●	● (任意)	●	●
様式6(5)	収支管理簿	●	●	●	●	●	●
様式7(6)	現金出納帳	●	●	●	●	●	●
添付書類1	指定口座の通帳の写し	●	●	●	●	●	●
添付書類2	プログラム・オフィサー以外の 人件費に対する賃金台帳等の写し	● (任意)	●	●	● (任意)	●	●
添付書類3(-)	助成金受領書	-	-	-	●	●	●

※提出書類について

- ・様式4(-) プログラム・オフィサーの
人件費実績表

原則として人件費が所定内賃金÷所定労働時間を単価として実際に活動した時間をかけて計算されることを踏まえて様式が作成されています。本事業のみに従事しているプログラム・オフィサーで給与の支払額が毎月同額の場合は、別途、給与額に係る支払証拠書類（給与振込明細等）を提出することで当該金額を助成対象とできます。また、業務委託契約の職員をプログラム・オフィサーとする場合には、本様式に準じた業務実施時間が確認できる資料（業務実績表等）および支払証拠書類（領収書等）の提出が必要となります。

- ・様式7(6)現金出納帳

指定口座からの現金の引き出しがない場合は提出不要です。

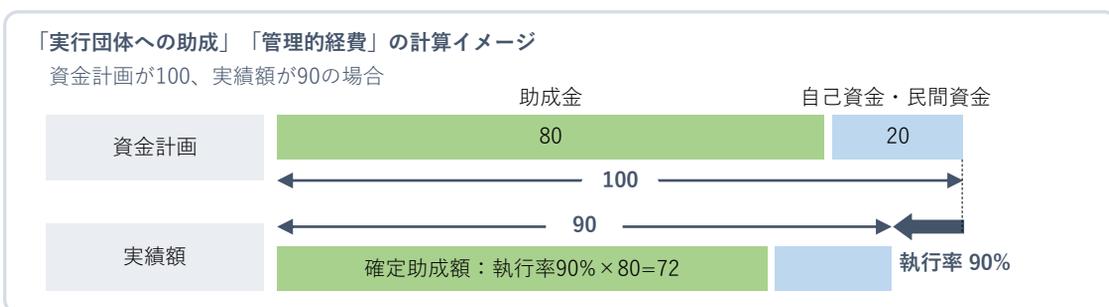
- ・支払証拠書類および添付書類2 プログラム・オフィサー以外の
人件費に対する賃金台帳等の写し
管理的経費以外の目的区分に計上した費用について提出を必須としています。

助成額の確定（資金分配団体）

確定助成額は、目的区分である「実行団体への助成」「管理的経費」「プログラム・オフィサー関連経費」「評価関連経費（資金分配団体用）」「評価関連経費（実行団体用）」毎に計算した助成額を合算した額です。計算方法は以下のとおりです。

■ 「実行団体への助成」「管理的経費」

精算手続きにおいて助成対象と認められた実績額が資金計画を超過した場合、資金計画の助成額を確定助成額とします。実績額が資金計画以下の場合、実績額を資金計画で除した値（執行率）に資金計画の助成額を乗じた金額を確定助成額とします。



■ 「プログラム・オフィサー関連経費」

資金計画の助成額または精算手続きにおいて助成対象と認められた実績額のどちらか少ない金額を確定助成額とします。助成対象となる条件等は以下のとおりです。

<助成条件等>

プログラム・オフィサーを新たに配置する場合（既存の職員を育成する場合を含む）を想定して、プログラム・オフィサーの確保育成と活動に係る経費を助成するのがプログラム・オフィサー関連経費です。各団体でプログラム・オフィサーを確保すべきであるという考えから委託費用は助成の対象とならないのが原則ですが、妥当な理由がある場合（専門性の高い委託先との協業を通じた資金分配団体の体制整備等）は委託費用を助成の対象とすることができます。

なおJANPIAが指定する研修を受講してプログラム・オフィサーとして認定されることが、プログラム・オフィサー関連経費に費用を計上するための条件となります。

<人件費の範囲>

プログラム・オフィサーの確保育成と活動に係る経費を対象とする背景から、法定福利費および福利厚生費、通勤費等は、プログラム・オフィサー関連経費の助成対象となりません。これらの経費が本事業により発生したものでかつ助成対象としたい場合は、管理的経費に計上してください。

賞与は、就業規則や雇用契約において支給額や支給条件が明確に定められている賃金としての賞与は助成対象となりますが、会社業績や別事業の業績によって発生する業績連動型の賞与は助成対象とはなりません。

<人件費の金額>

資金分配団体の給与規程等に従って、所定内賃金÷所定労働時間を単価として実際に活動した時間をかけて計算します。資金分配団体の規程等で定められた割増賃金で単価が変わる時間帯がある場合は、該当の時間帯のみ割増賃金の単価に基づき計算してください。本事業のみに従事しているプログラム・オフィサーで固定給が支払われている場合は、固定額でプログラム・オフィサー人件費を計上することができます。

賞与を助成対象としたい場合は、賞与支給日に、賞与金額に、当該賞与対象期間のプログラム・オフィサー活動時間を当該賞与対象期間の総勤務時間で除した割合を乗じて計上してください。

■ 「評価関連経費（資金分配団体用）」 「評価関連経費（実行団体用）」

資金計画の助成額または精算手続きにおいて助成対象と認められた実績額のどちらか少ない金額を確定助成額とします。

よくあるご質問

Q. 資金分配団体について、実行団体への助成額を当初の資金計画よりも減額したために事業費が縮小した場合、助成上限に関する規定に基づき管理的経費および評価関連経費も減額する必要があるか？

A. 事業費が縮小した場合に資金計画の管理的経費および評価関連経費を各々の上限規定にあわせて減額するかは、状況に応じますのでJANPIA POまでご相談ください。基本的には減額しなくてもかまいませんが、採択した実行団体が辞退した等の理由により資金計画の前提が変わるような場合は、資金計画における管理的経費および評価関連経費を減額することを検討します。

助成額の確定（実行団体）

確定助成額は、目的区分である「直接事業費」「管理的経費」「評価関連経費」毎に計算した助成額を合算した額です。計算方法は以下のとおりです。

■ 「直接事業費」「管理的経費」

精算手続きにおいて助成対象と認められた実績額が資金計画を超過した場合、資金計画の助成額を確定助成額とします。実績額が資金計画以下の場合、実績額を資金計画で除した値（執行率）に資金計画の助成額を乗じた金額を確定助成額とします。

「直接事業費」「管理的経費」の計算イメージ

資金計画が100、実績額が90の場合



■ 「評価関連経費」

資金計画の助成額または精算手続きにおいて助成対象と認められた実績額のどちらか少ない金額を確定助成額とします。

よくあるご質問

Q. 実行団体について、直接事業費を当初の資金計画よりも減額したために事業費が縮小した場合、助成上限に関する規定に基づき管理的経費および評価関連経費も減額する必要があるか？

A. 事業費が縮小した場合に資金計画の管理的経費および評価関連経費を各々の上限規定にあわせて減額するかは、資金分配団体の裁量により決めてください。基本的には減額しなくてもかまいませんが、大幅な計画変更により事業規模が縮小した場合は、資金計画における管理的経費および評価関連経費を減額することを検討してください。

2-3. 助成金の支払い

助成金支払いに係る業務の流れおよび実施時期は以下のとおりです。

■ 業務の流れ

実施事項	提出書類	
	資金分配団体	実行団体
預金保険機構からの予算確保	JANPIAが預金保険機構から助成金支払いのための予算を確保します。各団体から提出される精算見込・次年度計画等に基づき、必要額を計算します。	精算見込・次年度計画
JANPIAから資金分配団体への助成金支払い	資金分配団体からの申請に基づき、JANPIAが助成金を支払います。資金分配団体は、助成金の振込を確認後、助成金受領書をJANPIAに提出します。	助成金申請書 助成金受領書
資金分配団体から実行団体への助成金支払い	実行団体からの申請に基づき、資金分配団体が助成金を支払います。実行団体は、助成金の振込を確認後、助成金受領書を資金分配団体に提出します。	助成金申請書 助成金受領書

■ 実施時期（2022年度以降）

<精算見込・次年度計画>

2020年度通常枠の資金分配団体は、2022年12月に精算見込・次年度計画を提出します。

<助成金支払い>

各団体は、原則として以下のとおり（表7）助成金を申請します。資金分配団体はJANPIAからの助成金振込を受けて実行団体に助成金を支払いますので、実行団体は資金分配団体の案内を踏まえて助成金を申請してください。

表7：助成金の申請時期および申請額

申請団体（申請先）	申請時期	対象期間	申請額
資金分配団体（JANPIA）	2022年度以降 4月	4月から6月分（3ヶ月分）	当該年度の助成金支払い予定額の25% ^{*3} （千円未満切り捨て）
	7月	7月から翌年3月分（9ヶ月分）	当該年度の助成金支払い予定額の残額
実行団体（資金分配団体）	2022年度以降 4月	4月から6月分（3ヶ月分）	当該年度の助成金支払い予定額の25%（千円未満切り捨て）
	7月	7月から9月分（3ヶ月分）	当該年度の助成金支払い予定額の25%（千円未満切り捨て）
	10月	10月から翌年3月分（6ヶ月分）	当該年度の助成金支払い予定額の残額

*3：契約では「助成金の一部」との記載です。異なる申請額を希望する場合はご相談ください。

2-4. 区分経理

各団体は、以下のとおり（表8）区分経理に関する会計書類を作成のうえ提出します。区分経理に関する会計書類とは、区分経理が確認できる決算書類または会計帳簿を指します。複数の休眠預金事業を行っている場合、採択事業毎に区分経理を行うとともに、区分経理に関する会計書類の中で区分表示させます。

表8：区分経理に関する会計書類の提出

提出物	区分経理が確認できる「①決算書類」「②会計帳簿」のいずれか一方を提出してください。 ①決算書類 公益法人会計の場合は正味財産増減計算書内訳表、NPO 法人会計基準の場合は活動計算書、企業会計基準を適用する団体の場合は損益計算書 ②会計帳簿 合計残高試算表や元帳など、他の事業と区分され記帳されている会計帳簿であり、本事業の収支状況等が確認できる書類 ※休眠預金事業の区分が明確にされていれば、他事業の記載は不要
提出時期	原則として書類の準備が出来次第、速やかに提出してください。各実行団体の区分経理に関する会計書類の提出時期は、資金分配団体の裁量により決めてください。
対象期間	本事業の助成期間が含まれていることが要件です。助成期間が複数会計年度に跨る場合でも、全ての助成期間にかかわる会計書類の提出は不要です。

※2019年度通常枠の各団体について、2021年3月に実施した年度末精算で提出済みの場合は、再度提出いただく必要はありません。

「①決算書類」イメージ

正味財産増減計算書内訳表

(円)

科目	公益目的の事業会計				法人会計	合計
	〇〇事業	休眠預金 A事業	休眠預金 B事業	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取助成金						
〇〇〇						
受取寄付金						
〇〇〇						
事業収益						
〇〇〇						
雑収益						
〇〇〇						
経常収益計						
(2) 経常費用						
事業費						
〇〇〇						
管理費						
〇〇〇						
II 指定正味財産増減の部						
〇〇〇						
III 正味財産期末残高						

本事業と他の事業を区分して表示します。
複数の休眠預金事業を行っている場合、採択事業毎に表示します。

※「①決算書類」は公表資料に準ずる形で作成されていれば、公表資料でなくても構いません。「①決算書類」において採択事業毎の区分表示が難しい場合は「②会計帳簿」を提出してください。

本事業の総事業費にかかわる費用を区分して記載してください。

3. 対象経費

助成の対象となるのは、契約第7条にある助成対象経費のうち助成期間内の活動に要する経費として当該期間中に支払った本事業の実施に係る経費です。ただし、前払家賃や翌月払いの人件費等助成期間内の活動に要するものであれば、助成期間開始前または助成期間終了後に支払う経費も助成の対象となります。また、助成期間終了後に支払う場合は、事業完了時の精算完了前に支払う必要があります。

また、以下のいずれかに該当する経費（表9）は助成の対象外となりますのでご注意ください。これらに該当しない経費であっても、事業目的に沿わない場合は助成の対象外となる場合があります。

表9：対象外経費

対象外経費	主な該当事例
本事業に直接必要ではない経費	<ul style="list-style-type: none">個人または団体に贈与される寄付金、義援金および贈呈品等会議費等におけるアルコール類の購入費用勤務時間外の飲食代*4退職金共済の掛け金業績連動型の賞与*5自団体の役員としての役務提供に係る費用*6
経済合理性を欠く経費	<ul style="list-style-type: none">ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの合理的な理由がない、一般的な相場よりも過度に高額な物品の購入
別の用途で使われる可能性のある経費	<ul style="list-style-type: none">現金の給付金券類の配付
本事業後に返金される経費	<ul style="list-style-type: none">金券類の購入による預入（交通系ICカード等）賃貸契約時に支払う敷金・保証金

*4 朝および夕方以降の時間帯でも、本事業の勤務時間中であり、勤務の一環として飲食した場合は助成対象とできます。出張時の朝食も例外ではありません。

*5 就業規則や雇用契約において支給額や支給条件が明確に定められている賃金としての賞与は助成対象とできます。

*6 役員であっても自団体の役員としての役務提供と明確に区分できる本事業の伴走支援等に係る費用は助成対象とできます。

✓ ポイントなどが付く場合は？

割引券やクレジットカード等のポイント、キャッシュバック特典については、原則として受け取りを辞退してください。辞退できない場合には、休眠預金事業に活用ください。

よくあるご質問

Q. 本事業で電化製品など長期間にわたって利用を見込んでいる什器備品を購入するが、全額を助成対象とできるか？

A. 経済合理性があり資金計画で合意されていることが前提となりますが、契約に定める（財産の処分の制限）を遵守いただくことを条件に、助成期間終了後の活動に使用する場合でも、全額助成の対象とすることができます。

Q. 助成期間前に購入した什器備品があり、本事業のために利用したい。助成期間内の活動に要する経費として休眠預金事業で負担することはできるか？

A. 本事業の精算はキャッシュベースで行うことから、助成期間開始前に支払いが完了しているものは原則として助成対象経費とはなりません。

4. コンソーシアム

1つの事業において、運営上の意思決定および実施を2団体以上で共同して行う共同事業体のことを、コンソーシアムと言います。コンソーシアムの場合には、各団体の担当事業や担当役割を定めた、コンソーシアム協定書を締結します。この章ではコンソーシアムの場合に必要な手続きを記載します。こちらに記載の無いことは、前章までに記載した通常の各団体の取り扱いと同じとなります。

4-1. コンソーシアムにかかわる用語

コンソーシアムを組成する全ての団体を「コンソーシアム構成団体」と総称し、「コンソーシアム構成団体」の中で、その役割に応じて「幹事団体」「非幹事団体」「構成団体」に分かれます。

表10：「コンソーシアム構成団体」の主な役割

団体種別	主な役割			コンソーシアムモデル		
	コンソーシアムの統括	資金分配団体の場合		単独型	全部型	混合型
		実行団体への助成	実行団体への伴走支援			
幹事団体	○	○	○(※)	○	○	○
非幹事団体	—	○	○(※)	×	○	○
構成団体	—	—	○(※)	○	×	○

※全ての「コンソーシアム構成団体」が「実行団体への伴走支援」を行うことを想定していますが、その分担は、コンソーシアム内で協議してください。

4-2. コンソーシアムモデル

資金分配団体のモデル

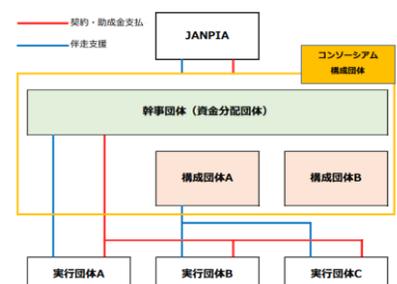
資金の分配という視点からその形態を分類すると、幹事団体のみが実行団体に助成を行う形態（単独型）、全ての「コンソーシアム構成団体」が実行団体に助成を行う形態（全部型）、幹事団体および一部の「コンソーシアム構成団体」が実行団体に助成を行う形態（混合型）の3つのコンソーシアムモデルが存在しています。

以下の内容は、公募要領に記載している内容と同一です。

■ 単独型

（コンソーシアム構成団体：幹事団体＋構成団体）

幹事団体は資金分配団体としてJANPIAと資金提供契約を締結し、JANPIAからの資金の支払いを受けて、実行団体に資金を分配します。構成団体は、幹事団体に協力して事業を推進します。

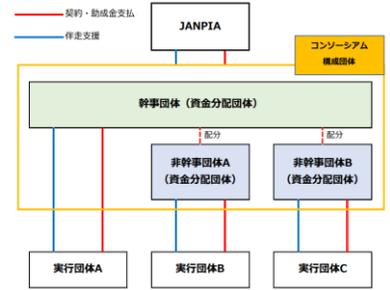


■ 全部型

(コンソーシアム構成団体：幹事団体＋非幹事団体)

全ての「コンソーシアム構成団体」が実行団体に資金を分配します(幹事団体以外で資金分配を行う団体を「非幹事団体」と定義します)。資金はJANPIAから幹事団体に支払われ、幹事団体から非幹事団体に分配後、幹事団体および非幹事団体から実行団体に分配されます。

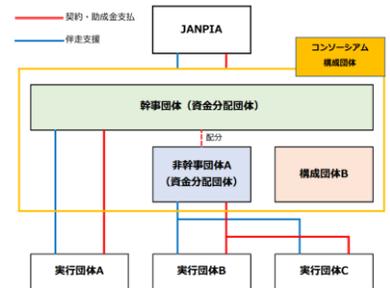
本形態では、幹事団体は資金分配団体およびコンソーシアムの代表として、本事業についてJANPIAに報告します。また幹事団体のみならず、各非幹事団体も実行団体と資金提供契約を締結し、担当する実行団体の事業の進捗管理および伴走支援を行います。



■ 混合型

(コンソーシアム構成団体：幹事団体＋非幹事団体＋構成団体)

上記2つのコンソーシアムの形態を組み合わせた形態として、一部の「コンソーシアム構成団体」(幹事団体および非幹事団体)が実行団体に資金の分配を行います。全部型と同様に、資金はJANPIAから幹事団体に支払われ、幹事団体から非幹事団体に分配後、幹事団体および非幹事団体から実行団体に分配されます。

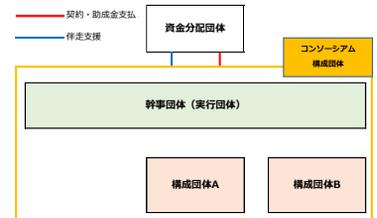


実行団体のモデル

■ 単独型

(コンソーシアム構成団体：幹事団体＋構成団体)

幹事団体は実行団体として資金分配団体と資金提供契約を締結します。構成団体は、幹事団体に協力して事業を推進します。



4-3. 「コンソーシアム構成団体」の業務

「コンソーシアム構成団体」は、その役割に応じて資金管理に関する業務（表11の●がある業務）を行います。

表11：「コンソーシアム構成団体」ごとの業務

本手引き	業務	幹事団体	非幹事団体	構成団体
—	資金提供契約の締結	契約当事者	契約当事者	—
資金管理の基本				
1-1	指定口座による資金管理（指定口座の開設）	●	●	—
1-2	指定口座からの支払い	●	●	—
1-3	入出金の記録と支払証拠書類	●	●	—
資金管理に関する業務				
2-2	精算手続き	●	●	—
2-3	助成金の支払い（対非幹事団体）	●	—	—
2-3	助成金の支払い（対実行団体）	●	●	—
2-4	区分経理	●	●	—



「構成団体」は助成金を管理しません。そのため、指定口座の開設や資金管理に関する業務は不要です。

■ 「コンソーシアム構成団体」の提出書類

単独型の場合は、通常の資金分配団体または実行団体と提出書類は同じです。

全部型・混合型の幹事団体の場合は、自団体分に加えて、非幹事団体分も合わせたコンソーシアム全体分の書類を作成したうえで、非幹事団体が作成した書類と合わせてJANPIAに提出します。

表12：「コンソーシアム構成団体」の作成書類

書類	幹事団体		非幹事団体 (資金分配団体のみ)	構成団体
	単独型	全部型・混合型 (資金分配団体のみ)		
資金計画	・ 自団体分	・ 自団体分 ・ コンソーシアム全体分	・ 自団体分	・ 原則不要 ※支払証拠書類は取得要
経費精算報告書				
精算見込・次年度計画				
区分経理に関する会計書類		・ 自団体分		

※作成書類について

「自団体分」と記載の書類は、前章までに記載した通常の各団体の取り扱いと同じとなります。

※提出方法について

非幹事団体の書類は、幹事団体が取りまとめるうえ、JANPIAへご提出ください。



書類1種類に対して、いくつの提出が必要になるの？

コンソーシアム全体（1）＋幹事団体（1）＋非幹事団体（団体数分）が必要となります。構成団体分は必要ありません。

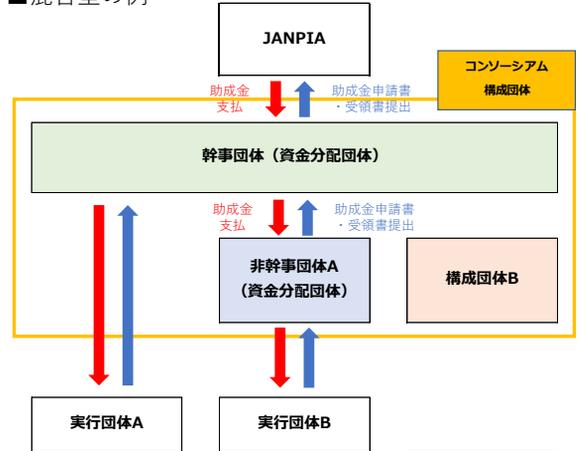
例えば、「コンソーシアム構成団体」が8団体で、内訳が幹事団体1、非幹事団体2、構成団体5の場合、 $1 + 1 + 2 = 4$ つの提出が必要です。

4-4. 全部型・混合型における幹事団体の業務

非幹事団体に対する助成金の支払い

コンソーシアムモデルが全部型・混合型の場合、幹事団体はJANPIAから助成金の支払を受けた後、非幹事団体に対して助成金を支払います。その際、非幹事団体は、助成金申請時には「助成金申請書」、助成金受領時には「助成金受領書」を幹事団体に提出します。「助成金受領書」は支払証拠書類としてJANPIAへの提出が必要です。

■ 混合型の例



提出書類

コンソーシアムモデルが全部型・混合型の場合、幹事団体は自団体の書類、非幹事団体の書類と合わせて、コンソーシアム全体分の書類提出を行います。資金計画および経費精算報告書においてコンソーシアム全体分が必要となる書類の範囲は以下のとおり（表13および表14の「コンソーシアム全体分」に●がある書類）です。

表13：資金計画におけるコンソーシアム全体分の提出範囲

書類	自団体分	コンソーシアム全体分
①調達の内訳	●	●
②自己資金・民間資金の明細	●	●
③事業費の明細	●	●
④管理的経費の明細	●	- (任意)
⑤プログラム・オフィサー関連経費の支出明細	●	- (任意)
⑥評価関連経費の支出明細	●	- (任意)

よくあるご質問

- Q. 各目的区分の助成上限の規定（管理的経費であれば事業費の助成額の15%以下等）は、団体毎に適用する必要があるか？
- A. 団体毎に適用する必要はなく、コンソーシアム全体での適用となります。コンソーシアム全体で超えない範囲で、団体間でご調整ください。ただし、「コンソーシアム構成団体」間で流用（資金計画上で予算が不足している団体分を他の団体分で補うこと）が発生する場合、資金計画の変更が必要です。
- Q. 「コンソーシアム構成団体」におけるプログラム・オフィサーの人員費は、団体内では「業務委託費」の会計科目を使用していますが、その名称を用いてもいいか？
- A. はい。各団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。
- Q. 「コンソーシアム構成団体」のプログラム・オフィサーの人員費を「業務委託費」等として計上する場合の助成上限額はどのようなのか？
- A. 「コンソーシアム構成団体」であってもプログラム・オフィサーの人員費の考え方は資金分配団体と同様であり、当該費用は、プログラム・オフィサー人員費の助成上限額500万円の範囲に含まれます。

表14：経費精算報告書におけるコンソーシアム全体分の提出範囲

書類 (括弧内は実行団体向けの様式番号)		自団体分			コンソーシアム全体分		
		月次等	年度末	事業完了	月次等	年度末	事業完了
経費精算報告書の表紙		-	-	原則廃止	-	-	原則廃止
様式1	総括表	-	●	●	-	●	●
様式2	支出明細書	●	●	●	-	- (任意)	- (任意)
様式3	経費集計表	-	●	●	-	- (任意)	- (任意)
様式4(-)	プログラム・オフィサーの 人件費実績表	●	●	●	-	- (任意)	- (任意)
様式5(4)	支払証拠書類貼付台帳	●	●	●	-	- (任意)	- (任意)
様式6(5)	収支管理簿	●	●	●	-	- (任意)	- (任意)
様式7(6)	現金出納帳	●	●	●	-	- (任意)	- (任意)
添付書類1	指定口座の通帳の写し	●	●	●	-	-	-
添付書類2	プログラム・オフィサー以 外の人件費に対する賃金台 帳等の写し	●	●	●	-	-	-
添付書類3(-)	助成金受領書 (実行団体分・非幹事団体分)	●	●	●	-	-	-

✓ コンソーシアム全体分について、様式2から様式4については、提出を任意としています。様式1 総括表とリンクしているため、様式1の作成にあたり様式2から様式4を作成した場合は、提出いただいても構いません。

よくあるご質問

Q. 「コンソーシアム構成団体」におけるプログラム・オフィサーの人件費を「業務委託費」として計上している場合、必要な支払証拠書類は？

A. 伴走支援に係る人件費と見なせる費用であることを踏まえ、支払証拠書類（領収書等）に加えて業務実施時間がわかる資料（業務実績表等）の提出が必要です。

Q. 管理的経費の支払証拠書類（5年保管）は誰が保管しておくべきか？

A. 幹事団体で、非幹事団体分も含めて保管をお願いします。保管期間後の処分等については、「コンソーシアム構成団体」間で協議してください。

Q. 事業期間終了をもってコンソーシアムは解散するが、取得した財産等是谁の所有物になるか？

A. 幹事団体または非幹事団体の所有物となります。その後、構成団体等に譲渡する場合には、資金提供契約書に定める財産の処分の制限に則ったお手続きをお願いします。

Q. 5月に構成団体が物品購入のため立て替えて支払ったこと（領収書は5月の日付）に対して、幹事団体から構成団体には7月に精算を行った。この場合、経費精算報告書「様式3 収支管理簿」に記載する日付は？

A. 収支管理簿には、幹事団体から構成団体に支払った日付（7月）で記載をしてください。

Q. 構成団体に運営資金として一定額を仮払い（前払い）することは可能か？

A. 構成団体が資金管理する契約にはなっていないため、仮払い（前払い）は不可です。

4-5. 構成団体の支払証拠書類

■ 支払証拠書類の要件

コンソーシアムを組成して事業を実施する場合、構成団体であっても2-2.精算手続きの「支払証拠書類」で定める要件を満たした支払証拠書類（領収書等）を準備する必要があります。構成団体も資金分配団体または実行団体の位置づけとなりますので、当該領収書等を含めて幹事団体への提出が必要です。

■ 支払証拠書類（領収書等）の宛名

コンソーシアムを組成し、構成団体が経費を支出する場合、基本的には構成団体の支払いは幹事団体に代わって立て替えていることとなりますので、支払先から取得する領収書等の宛名は幹事団体としてください。ただし、混合型のコンソーシアムモデルを組成しており、構成団体が非幹事団体に代わって支払う資金計画となっている場合は、非幹事団体宛の支払証拠書類をご準備ください。

なお、個別の事情により宛名が構成団体名等となっている場合でも、本事業との関係性が明確であり、本事業実施のために支出されたものであることが確認できれば、例外的に精算の対象とします。

表15：宛名の具体例

	宛名	備考
原則	幹事団体名または非幹事団体名 (どの団体の立替えかによって宛名が異なる)	
例外	構成団体名+本事業名	構成団体名の場合、事業名やコンソーシアム名を追記することで本事業が一意に特定できる場合には例外的に許容し、精算対象とする。
	構成団体名+コンソーシアム名	
	本事業名	事業名やコンソーシアム名が他事業では使用されておらず、本事業が一意に特定できる場合には例外的に許容し、精算対象とする。
	コンソーシアム名	

よくあるご質問

- Q. 実行団体でコンソーシアムを組成しており、協定書に基づき幹事団体が構成団体に人件費に相当する費用を支払う場合、幹事団体が資金分配団体に提出する支払証拠書類は構成団体が発行する領収書だけでよい？
- A. 支払証拠書類（領収書等）に加えて請求金額の根拠資料（所要工数等）を提出してください。

精算様式1 総括表

精算様式1. 総括表

■ : 入力が必要セル
□ : 入力が必要セル (自動計算)

集計(A+B+C)

	資金分配団体の精算(I)			実行団体の精算(II)			(I+II)
	①助成金受領額	②確定助成額	①-②残額 (精算金額A)	①助成金支払額	②確定助成額	①-②残額 (精算金額B)	精算金額合計 (A+B)
2019年度		A			A		A 2019年度および2020年度の確定助成額には、2020年度の年度末精算で確定済みの値を記載します。
2020年度							
2021年度							
2022年度							
合計							0

助成期間中にJANPIAから受領した助成金の合計額を入力してください。

助成期間中に実行団体に支払った助成金の合計額を入力してください。

A 事業費実績

	実績額	実行団体への助成等に充当する費用		管理的経費		小計	
		助成金	自己資金	助成金	自己資金		
2019年度		0		0		0	
2020年度		0		0		0	
2021年度	資金計画 (事業完了時点)	B				0	B 事業完了時点の資金計画値を記入してください。
	実績額	0		0		0	
2022年度	資金計画 (事業完了時点)	B				0	
	実績額	0		0		0	
※ 2021年度～ 2022年度合計	資金計画 (事業完了時点)	0	0	0	0	0	
	実績額	0		0		0	
	執行率						
	確定助成額					0	

B. プログラム・オフィサー関連経費

事業年度	資金計画 (事業完了時点)	実績額	確定助成額
2019年度		0	
2020年度			
※ 2021年度	B	0	0
2022年度		0	

※2020年度までは助成額が確定済のため、**事業完了時に、2021年度から2022年度分を合計して当該2年分の確定助成額を計算**します。
※「A.事業費」「B.PO関連経費」「C.評価関連経費」全て同じです

C. 評価関連経費

事業年度	資金分配団体内			実行団体内		
	資金計画 (事業完了時点)	実績額	確定助成額	資金計画 (事業完了時点)	実行団体への 助成金支払額	確定助成額
2019年度		0			0	
2020年度		0			0	
※ 2021年度	B	0	0	B	0	0
2022年度		0			0	

精算様式2 支出明細書（利用任意）

様式6（収支管理簿）および様式7（現金出納帳）から日付順でデータの転記が可能です。必要に応じご利用ください。なお、転記を繰り返す場合には一度データを削除してから改めて転記ボタンを押下してください。データの並び順は変わりません。

精算様式2. 支出明細書【ご利用は任意です】

A 実行団体助成(事業費) 実行団体助成(評価関連経費)

様式6から転記
データ削除

精算様式5の番号	年度	支出年月日 (西暦/月/日)	支出先	実績額(円)
A-1				
A-2				
A-3				
A-4				
A-5				
A-6				

表上のデータを全て削除する場合に押します。押した後、確実に全データが消えたことを確認してください。

支払証拠書類を提出する明細に対して番号を記入のうえ、支払証拠書類にも同じ番号を記載してください。

※様式2B（PO関連経費）も同様に作業してください

※管理的経費の支出明細書について

管理的経費は支払証拠書類の提出を必須としていないため、様式がありません。実行団体に提出を求める場合には、収支管理簿または現金出納帳の「支払証拠書類の番号」欄に付番するなど資金分配団体の裁量によりご確認ください。

支払証拠書類への付番イメージ

例えば、実行団体に助成金を支払った場合、実行団体から提出される助成金受領書が支払証拠書類となります。この例では「実行団体助成」について、様式2A上で「精算様式5（支払証拠書類貼付台帳）の番号」で数字を採番し、当該番号を支払証拠書類である助成金受領書にも記入します。

精算様式2. 支出明細書【ご利用は任意です】
A 実行団体助成(事業費)
実行団体助成(評価関連経費)

精算様式5の番号	年度	支出年月日 (西暦/月/日)	支出先	実績額(円)
A-1	2021	2021/6/20	実行団体A 事業費	¥10,800,000
A-1	2021	2021/6/20	実行団体A 評価関連経費	¥1,000,000

収支管理簿/現金出納帳

支払証拠書類の番号 【様式2をご利用しない場合】
A-1
A-1

様式2を利用しない場合は、収支管理簿/現金出納帳の支払証拠書類の番号列をご利用ください。

2021年6月20日

助成金受領書

一般財団法人 ●●財団 御中

2021年6月1日付助成金申請書にて申請しました子どもの未来を守る事業に関する
助成金について、2021年6月20日に金11,800,000円を受領いたしました。

支出明細書または収支管理簿/現金出納帳と同じ番号を記入します。番号が分かれば、記入方法は自由です。
(支払証拠書類に直接記入する、台紙に支払証拠書類を張り付けて台紙に記入する等)

精算様式3 経費集計表

資金計画における会計科目を記入してください。

事業完了時点の資金計画における科目ごとの助成期間合計値を記入してください。
助成金に加えて、自己資金・民間資金を含めた値としてください。

精算様式3. 経費集計表

■ : 入力が必要なセル □ : 必要に応じて入力するセル ○ : 入力が必要なセル(自動)

*会計科目が多い場合、他の行をコピーして行を増やしてお使いください。

目的区分	会計科目	資金計画値	実績額	実績額				消化率	科目間流用の理由等
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
管理的経費			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
小計		0	0	0	0	0			
PO関連経費			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
小計		0	0	0	0	0			
評価関連経費			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
小計		0	0	0	0	0			

科目間流用を行った場合、流用の状況や理由などの説明を記載してください。

※科目間流用とは、資金計画上の予算が不足している会計科目の支出増加分を予算が余る会計科目の支出減少分で補うことを指します。

精算様式4 プログラム・オフィサーの件数費実績表

精算様式4. プログラム・オフィサーの件数費実績表

管理者はタイムカード等と矛盾がないか、他の事業と重複していないかを確認の上、押印してください。

毎月同額の給与が支払われている場合、給与が支払われた事実が確認できる証憑（給与振込明細書等）を別途ご提出いただくことで、毎月同額の金額を助成対象とすることを認めます。その場合は、「基準単価」「人件費月小計」への記入は不要です。

管理者

職員名： _____

基準単価（分当たり）： _____

西暦 年 月 分

人件費月小計： _____

0

日	曜日	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	PO活動時間 (分) * (B-A)	伴走支援等活 動時間(分) (B-Aの内数)	適用単価 (C)	(B-A)×C	活動内容
1	月	:	:			0		
2	火	:	:			0		
3	水	:	:			0		
4	木	:	:			0		
10	水	:	:			0		
11	木	:	:			0		
12	金	:	:			0		
13	土	:	:			0		
14	日	:	:			0		
15	月	:	:			0		
16	火	:	:			0		
17	水	:	:			0		
18	木	:	:			0		
19	金	:	:			0		
20	土	:	:			0		
21	日	:	:			0		
22	月	:	:			0		
23	火	:	:			0		
24	水	:	:			0		
25	木	:	:			0		
26	金	:	:			0		
27	土	:	:			0		
28	日	:	:			0		
29	月	:	:			0		
30	火	:	:			0		
31	水	:	:			0		

昼休みや休憩時間は除外して下さい。

従事割合に見合う内容であることが確認できる程度まで具体的に記載してください。

伴走支援等の活動とは、採択された実行団体に対して行う活動支援や組織基盤強化に関する支援等を指します。以下の活動に関する時間は含まれません。
 ・実行団体採択前の活動
 ・実行団体に直接かわらない活動（資金分配団体としての報告書作成等）
 ※デフォルトでは「PO活動時間」とイコールにしていますので適宜更新してください。

*昼休みや休憩時間等は含みません。

同日に複数回に分かれる場合、割増賃金により単価が変わる場合は適宜行を増やして記載してください。

割増賃金を適用する場合は、適用単価に割増率を乗じ、その旨を活動内容に記載してください。

※「プログラム・オフィサーの件数費実績表」は、管理者が押印後に電子化したファイルを支払証拠書類として提出します。押印前のエクセルデータは、必要に応じて提出いただきますので適切に保管してください。

精算様式4 プログラム・オフィサーの件数実績表

(1) 休憩時間の除外方法

休憩時間の前後で行を分けるか、PO活動時間のセルに休憩時間をマイナス入力することで対応できます。

具体例1

日	曜日	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	PO活動時間 (分) * (B-A)	伴走支援等活 動時間(分) (B-Aの内数)	適用単価 (C)	(B-A)×C	活動内容
4	木	10:00	12:00	120		25	3,000	実行団体選定審査会の開催
4	木	13:00	18:00	300		25	7,500	実行団体選定審査会の開催

同日を複数行に分けることで休憩時間を除外できます。

具体例2

日	曜日	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	PO活動時間 (分) * (B-A)	伴走支援等活 動時間(分) (B-Aの内数)	適用単価 (C)	(B-A)×C	活動内容
4	木	10:00	18:00	420		25	10,500	実行団体選定審査会の開催

セルの計算式に、休憩時間分の数値をマイナス入力して休憩時間を除外することも可能です。(上記の例では“-60”を入力)

(2) 割増賃金の適用方法

割増賃金が適用される時間帯を別行で記録して適用単価に割増率を乗じ、その旨を活動内容に記載してください。

日	曜日	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	PO活動時間 (分) * (B-A)	伴走支援等活 動時間(分) (B-Aの内数)	適用単価 (C)	(B-A)×C	活動内容
4	木	10:00	12:00	120		25	3,000	実行団体選定審査会の開催
4	木	13:00	18:00	300		25	7,500	実行団体選定審査会の開催
4	木	18:00	19:00	60		31	1,875	PO臨時会議、25%残業割増単価

精算様式6 収支管理簿

(1) 助成金・自己資金等を指定口座に入金した場合

助成金や自己資金は指定口座で管理する必要があるため、入金の日付で収支管理簿に収入として記録します。またこれら以外に、各団体が本事業の実施により得た利益は本事業実施のための自己資金に充当することが契約で定められていますので、指定口座に入金して管理してください。

年度	年月日	支出金額	収入金額	指定口座残高	支払区分 【任意】	支払先/受入元	目的区分	財務諸表における科目【任意】	会計科目	使途・目的・理由など
2021	2021/11/15		15,000,000	15,000,000	振込	JANPIA	—	(団体による)	(団体による)	JANPIAからの助成金受取
2021	2021/11/15		2,000,000	17,000,000	振込	(自団体名)	—	(団体による)	(団体による)	自己資金入金

目的区分の記載は不要です。

会計科目は、各団体において財務諸表作成目的で通常用いている科目を記載してください。

(2) 誤った支出の戻し入れがある場合

誤って支出した金額を指定口座に戻入のうえ、戻し入れた日付で収支管理簿にマイナスの支出として記録します。目的区分および会計科目は、当初支出時と同じ内容を記載します。

年度	年月日	支出金額	収入金額	指定口座残高	支払区分 【任意】	支払先/受入元	目的区分	財務諸表における科目【任意】	会計科目	使途・目的・理由など
2022	2022/10/10	100,000		4,765,000	振込	法人口座	管理的経費	人件費	人件費	職員A ○月分給与(按分比率30%)
2022	2022/10/23	-25,000		4,790,000	振込	法人口座	管理的経費	人件費	人件費	職員A ○月分給与/按分計算修正のため金額訂正

収入ではなくマイナスの支出として記録します。

目的区分および会計科目は、当初支出時と同じ内容を記載します。

誤った支出の戻入であることが分かる説明書きを入れます。

(3) 本助成に関する費用を法人口座で支払う場合

各団体の法人口座から支払先口座への支払い後に、指定口座から法人口座に本事業の負担分を振り込みます。同月内に処理を行っていただくことを前提としますが、社会保険料等は、資金分配団体が合理的に説明できる方法であれば異なる対応でも構いません。

年度	年月日	支出金額	収入金額	指定口座残高	支払区分 【任意】	支払先/受入元	目的区分	財務諸表における科目【任意】	会計科目	使途・目的・理由など
2021	2022/1/20	150,000		4,895,000	振込	法人口座	管理的経費	人件費	人件費	職員B 12月分人件費(按分比率34%)

(4) 本助成に関する費用をクレジットカードで支払う場合

指定口座から引き落とされた日付で収支管理簿に記録します。複数の購入に対する支払いが一括で行われますが、収支管理簿にはその明細を記録してください。目的区分および会計科目が異なる支出は、必ず行を分けて記録してください。

引き落としは一括でも明細単位で記録します。

年度	年月日	支出金額	収入金額	指定口座残高	支払区分 【任意】	支払先/受入元	目的区分	財務諸表における科目【任意】	会計科目	使途・目的・理由など
2024	2024/4/10	3,500		4,786,500	振込	〇〇カード社	管理的経費	消耗品費	消耗品費	文具類(3月分クレジットカード購入分)
2024	2024/4/10	14,000		4,772,500	振込	〇〇カード社	PO関連経費	旅費交通費	旅費交通費	〇〇団体訪問(3/20) 移動費用

3月購入分でも、引き落としがある4月の日付で支出内容を記録します。

精算様式3 収支管理簿

(5) 現金で支払う場合

指定口座からの現金の引き出しおよび戻し入れについて、収支管理簿および現金出納帳の各々に以下のとおり記録します。その際、支払先、目的区分および会計科目は「-」としてください。また現金による支払い内容は、現金出納帳に記録してください。

収支管理簿

年度	年月日	支出金額	収入金額	指定口座残高	支払区分 【任意】	支払先/受入元	目的区分	財務諸表における科目【任意】	会計科目	使途・目的・理由など
2021	2021/12/25	10,000		5,040,000	現金	-	-	-	-	現金引出（現金出納帳参照）
2021	2021/12/28		5,000	5,045,000	現金	-	-	-	-	現金戻入（現金出納帳参照）

現金の引出・戻入は、支払先、目的区分および会計科目を「-」としてください。

現金出納帳

年度	年月日	支出 (戻入)	収入 (引出額)	現金残高	支払区分 【任意】	支払先	目的区分	財務諸表における科目【任意】	会計科目	使途・目的・理由など
2021	2021/12/25		10,000	10,000		-	-	-	-	指定口座から引き出し
2021	2021/12/26	5,000		5,000	現金	郵便局	PO関連経費	通信費	通信費	切手購入
2021	2021/12/28	5,000		0		-	-	-	-	指定口座への戻入

(6) 預り金が発生する場合

資金の動きと整合して資金分配団体として合理的に説明できる方法で記録いただければ構いません。具体例として、3月30日に銀行振込で講師の口座に源泉徴収後の「謝金」8,979円を振り込み、預り源泉所得税を翌年度の4月10日に納税した場合の記録方法は以下のとおりです。

具体例1

年度	年月日	支出金額	収入金額	支払先/受入元	目的区分	財務諸表における科目【任意】	会計科目	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号 【様式2を利用しない場合】
2021	2022/3/30	8,979		〇〇氏	評価関連経費	謝金	謝金	3月15日登壇〇〇氏講師謝金	20
2022	2022/4/10	1,021		〇〇税務署	評価関連経費	謝金	謝金	3月30日付〇〇氏講師謝金源泉徴収預り金	21

具体例2

年度	年月日	支出金額	収入金額	支払先/受入元	目的区分	財務諸表における科目【任意】	会計科目	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号 【様式2を利用しない場合】
2021	2022/3/30	10,000		〇〇氏	評価関連経費	謝金	謝金	3月15日登壇〇〇氏講師謝金	20
2021	2022/3/30		1,021	〇〇氏	-	預り金	預り金	3月30日付〇〇氏講師謝金源泉徴収預り金	20
2022	2022/4/10	1,021		〇〇税務署	-	預り金	預り金	3月30日付〇〇氏講師謝金源泉徴収預り金	21

費用の二重計上を防ぐため、4月10日の納付（預り金の記録）時には、目的区分を「-」としてください。

支払証拠書類を提出してください。目的区分が「-」のためグレーアウトの表示になりますが無視してください。

更新履歴

バージョン	年月日	更新箇所	更新内容
1.0	2022年2月24日	-	初版公開
1.1	2022年12月13日	2-2. 精算手続き 参考.経費精算報告書の記 載方法	新助成システムへの移行（2022年10月リリース）に伴う経費 精算報告書「表紙」の取り扱い変更